# 収支報告書

令和4年分 開催分)

		政治団体の日	区分
(ふりがな)	てんどう・あたらしいかぜのかい	口 政 党 口	政治資金規正法第18条の2第1項
1 政治団体の名	称 天童・新しい風の会	一	の規定による政治団体
2 主たる事務所の所在	地 山形県山形市あかねヶ丘2-1-6		その他の政治団体の支部
	(姓) (名)	活動区域の	区分
3代表者の氏	名 奥山 紘一	□ 2以上の都道府県の区域等 □	同一の都道府県の区域内
4 会計責任者の氏	(姓) (名)	資金管理団体の指定の有無	国会議員関係政治団体の区分
	71 Sri 700		政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体
事務担当者の氏(姓)	(名)	公職の種類 (現職・候補者の別)	政治資金規正法第19条の7第1項 第2号に係る国会議員関係政治団体
今野 (電話) 023-6	徳子 46-6888	資金管理団体の届 (姓) (名) 公耳 出をした者の氏名 の	職の候補者 <sup>(姓) (名)</sup> 氏 名遠藤 利明
(電話)		公	職の種類衆議院議員 環・候補者の別)(現職)
(電話)		公	職の候補者 <sup>(姓) (名)</sup> 5名(2人目)
		公	職の種類
		公	職 の 候 補 者 (姓) (名) 氏名 (3 人 目)
		ı	職の種類



# 資金管理団体の指定の期間 から まで (※複数の期間がある場合2つめ以降の期間)

74 1/	列の適用期間 から
	まで
(※複数の期間が	ある場合2つめ以降の期間)

(現職・候補者の別)

# 収支の状況

## 1 収支の総括表

297, 874
297, 874
0
161, 584
136, 290

### 2 収入項目別金額の内訳

- ///	* > 1   1 / 4 4		
(1) 個	国人の負	負担する党費又は会費	
	額		0
金	10只		
員	数(	党費又は会費を納入した人の数)	U

(2) 寄 附							
ア 寄附(イを除く。)の区分	金	額	·	備	考		
(ア) 個人からの寄附			0				
(うち特定寄附)			0				
(4) 法人その他の団体からの寄附			0				
(ウ) 政治団体からの寄附			0				
小 計 (ア) + (イ) + (ウ)			0				
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)			0				
イ 政 党 匿 名 寄 附			0				
合 計 (ア + イ)			0				

(その13)

### 3 支出項目別金額の内訳

3 文田項目別金額以	L 11/1/				
(1) 支出の総括	表				
項	目	金	額	備	考
				本部又は支部に対して 供与した交付金に係る支出	
1 経 常	••	費			
(1) 人		費	0	0	
(2) 光 熱	水	費	0	0	
(3) 備 品 ・	消耗品	費	39, 814	0	
(4) 事 務	所	費	121, 770	0	
小	計		161, 584	0	
2 政 治	活動	費			
(1) 組 織	活動	費	0	0	
(2) 選 挙	関 係	費	0	0	
(3) 機関紙誌の多	<sup>Ě</sup> 行その他の事 費	業	0	0	
ア機関紙誌	の発行事業	費	0	0	
イ 宣 伝	事業	費	0	0	
ウ 政治資金パー	ティー開催事業	費	0	0	
エその他	の事業	費	0	0	
(4) 調 査	研 究	費	0	0	
(5) 寄 附 ・	交 付	金	0	0	
(6) その化	1 の 経	費	0	0	
小	計		0	. 0	
合	青		161, 584		

(その14)

	(2) 経常経費(人件費を除	く。)の内訳	項	目 別 区 分	3. 備品・消耗品費		
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主た る事務所の所在地)	備考	
1							
2							
3		:					
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13	·						
14							
15							
<u> </u>		20.01					

その他の支出39,814合計39,814

(その14)

	(2) 経常経費 (人件費を除	≷く。)の内訳	項	目 別 区 分	4. 事務所費		
行番号	支出の目的	金 額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主た 備 考 る事務所の所在地)		
1	政治資金監査報酬	11, 00	O R4/6/17		神奈川県川崎市中原区下小田中3-25- 15-204		
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13				·			
14							
15							

その他の支出110,770合計121,770

(その17)

# 資産等の状況

## 1 資産等の総括表

資産等の有無								
資産等の項目別区分	有	無	備	考				
ア上 地		V						
イ建物		Ø						
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権		☑						
エ 取得の価額が100万円を超える動産		☑						
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。) 又 は 貯 金 ( 普 通 貯 金 を 除 く。)		Ø						
力金 銭 信 託		Ø						
キ 有 価 証 券		Ø						
ク 出 資 に よ る 権 利		Ø						
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金		Ø						
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金		V						
サ <u>取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権</u> 利		V						
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金		V						

添付書類(別添のとおり)

- 1 領収書等の写し V
- 2 監査意見書(政党及び政治資金団体に限る。)
- 3 政治資金監査報告書(国会議員関係政治団体に限る。) V

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和5年 5月 31日

政治団体の名称 天童・新しい風の会

会計責任者の氏名 月野



代表者の氏名 (代表者については解散時のみ記入すること)

(印)

#### 政治資金監査報告書

令和5年5月25日

天童・新しい風の会代表 奥山紘一殿

登録政治資金監査人 「**为 海 清 人** 登 録 番 号 第 3 0 8 9 号 研修修了年月日 平成21年12月17日

#### 1 監査の概要

- (1) 私は、政治資金規正法(以下「法」という。)第19条の13第1項の規定に基づき、 天童・新しい風の会の令和4年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書のすべ ての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細 書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に 係る支出目的書(支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。)につ いて、支出に関する政治資金監査を行った。
- (2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正 化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」(以下「政治資金監査マニュアル」という。)に基づき行った。
- (3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。
- (4) この政治資金監査は、原則として天童・新しい風の会の主たる事務所で行わなければならないとされているのであるが、当該事務所が手狭で作業スペースが十分にないため政治資金監査が円滑に実施できないこと、会計帳簿及び領収書等が紛失しないようにその措置が講じられていること等を勘案して、内海清人税理士事務所(山形市南栄町二丁目9番8号)で政治資金監査を行った。

#### 2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

(1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿及び領収書等が 保存されていた。

なお、明細書、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書 に係る支出目的書を必要とする支出はなく、明細書、領収書等を徴し難かった支出の 明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書は存在しなかった。

- (2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。
- (3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書は、会計帳簿及び領収書等に基づいて支出の状況が表示されていた。
- (4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった 支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は存在しなかった。

#### 3 業務制限

天童・新しい風の会と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事 実はない。

また、天童・新しい風の会と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。